

川西町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年7月
川西町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状

- (1) 計画の趣旨
- (2) 本町の現状

2. 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教員等確保の取組
- (4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）」第8条、及び文部科学省の定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、策定するものである。

川西町においても、教育職員が心身ともに健康を保ち、その専門性を最大限に発揮することで、子どもたちに対して質の高い教育を持続的に提供できる環境を整えることを目的とする。

(2) 本町の現状

川西町では、所管する学校の働き方改革のための取組として、勤務時間管理の徹底や健康管理の実施、町費による支援員等の人員配置の充実、学校・教育職員が担うべき業務の精査・適正化、ICT活用による校務効率化等を推進し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（管理職・教諭）】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.8時間	27.8%	0.0%

時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が27.8%と多くなっている。特に、管理職の45時間を超える月数が校長8回、教頭9回あり、管理職の業務負担が大きいと言える。

また、令和7年度に奈良県が実施した教育職員向け「学校における働き方改革に関するアンケート（以下「県実施アンケート」という。）」結果において、川西町の教育職員が「最も負担感が強い」と感じている業務は「保護者・地域からの要望・苦情への対応」「通知表・指導要録の作成」「研修会の準備・報告」が上位となっている。

これらの実態を踏まえ、今後さらに教育職員の業務改善を進め、教育の質の確保・向上のために必要な時間的余裕等を創出することが必要と考えられる。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以上の割合を15%以下にする
- 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする(長期休業期間を含む)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、子どもたちの未来を共に切り拓く仕事に携わることなどの「働きがい・やりがい」を実感できることを目指す。
- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。
- 夏期休業中に1週間程度の一斉閉校期間を設定し、連続するまとまった日数の年次有給休暇取得を促す。
- 定時退勤日を週1回設定する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度(4年間)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【イ 学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①)
保護者・地域・住民による通学路の見守り活動を推進するため、登下校見守りボランティア「見守り隊」による見守り活動を支援する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②)
放課後から夜間などにおける校外の見回りは教員の任務から除外し、児童生徒が補導された時の対応も保護者責任を明確化する。
学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③)
現在施行している学校給食費の公会計化を継続し、料金徴収等に係る教員の業務負担の軽減を図る。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤)
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等があった場合は、「川西町不当要求行為等の対策に関する要綱」に基づき、組織的に対処する。
法的な相談が必要になった場合は、本町の顧問弁護士に相談・連携し、その対応にあたることとする。

【ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧)
突発的なトラブル対応や日常的な保守・管理については、教育委員会事務局職員または外部への業務委託により対応するとともに、ICT機器の活用についてはICT支援員の配置により促進を図る。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨)
学校プールや校舎内外の大規模清掃・エアコンフィルター清掃等について、外部への業務委託により対応する。

【ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

- 授業準備(「3分類」⑮⑯)
授業準備や成績処理等を補助する教員業務支援員の配置により負担軽減を図る。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨）

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を拡充し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

特別な支援を必要とする児童生徒への丁寧なサポートや、家庭訪問・登校支援・学習支援・心の相談・保護者に対するサポート等を行うため、町費による支援員・相談員の配置を推進する。

（2）学校における措置の推進（教育職員が担う業務の適正化）

- 当初のねらいが実態に合わなくなり十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定などの工夫を行う。
- 校務支援システムを活用することによって、データの一元管理や事務の共同化を進め、業務の削減・効率化を図る。
- 勤務時間外の電話着信不通機能や保護者連絡等の ICT 化を継続する。

（3）教員等確保の取組

町費教育職員、特別支援教育支援員、校務員及び県費講師等の人材確保のため、関係市町村や学校・民間との情報交換を行うとともに、教育人材の発掘・確保に向けたマッチングサービスの活用を進める。

（4）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、教育委員会で面接相談等を実施する。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の提案を推進する。
- 平時、昼の休憩時間の確保が困難な状況にあるとき、その日において柔軟に休憩時間を確保できるものとする。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況をこれまでどおり毎月把握し、毎年度、本町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員や、持ち帰り仕事等が課題となっている場合、状況の改善に向けて相談・支援・指導を実施する。